

33. 簡易専用水道検査状況

- ・簡易専用水道とは市町村等の水道事業者から供給される水だけを水源とする飲料水の供給施設で、受水槽の有効容量が10m³を超えるものをいいます。
- ・簡易専用水道の設置者は、1年以内ごとに1回、厚生労働大臣の登録を受けた機関等に管理に関する(水質検査、清掃状況等)検査を受けなければなりません。
- ・「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(第2次一括法)により水道法の一部が改正され、平成25年度から、簡易専用水道の設置者に対する指導監督は、市部の施設は市が、町村部は県がそれぞれ行っています。

地方事務所	検査対象 施設数 A	検査実施 施設数 B	受検率 (%) B/A	不適合 施設数 C	不適合率 (%) C/B
佐久	380	380	100.0	41	10.8
上小	222	168	75.7	79	47.0
諏訪	255	225	88.2	91	40.4
上伊那	100	90	90.0	34	37.8
下伊那	81	72	88.9	30	41.7
木曾	26	20	76.9	9	45.0
松本	447	381	85.2	140	36.7
北安曇	47	39	83.0	16	41.0
長野	638	532	83.4	215	40.4
北信	122	61	50.0	31	50.8
合計	2,318	1,968	84.9	686	34.9

* 数値は各地方事務所管内の市町村の合算

(参考)所在地別集計

市部	1,784	1,529	85.0	602	39.4
町村部	534	439	82.2	84	19.1